令和5年度第1回 八千代市障害者自立支援協議会

日時: 令和5年7月13日(木) 午前10時00分から

場所:八千代市役所 多目的棟会議室

		À	長	副名	 会長				
	吉委	·野 :員				小委	原員		
	森委	· 田 : 員			-	岡委	山 員		
	字 委	: 倉 ::員			-	阿罗委	利員		
	福	· 田 :員			-	檜 :	垣員		
	國委	島			-	鈴委	木員		
	奥委	:山 :員				参	k 員		
	大委	:庭 :員			-	伊美委	藤員		
	小委	·野 :員				石委	田 員		
機 材									
	m 4 =	.1. /29	险山		4-1	ŀ - ⊦	- 上 左		
	武田 主事	小澤 主査	陰山 課長	木村 主査	木/ 主査	ri E補	大橋 主査補		
							傍	聴人	

令和5年度第1回 八千代市障害者自立支援協議会次第

日 時 令和5年7月13日(木)10時00分から

場 所 八千代市役所 多目的棟会議室

- 1 開会
- 2 議題
 - (1)地域生活支援拠点等について
 - (2)日中サービス支援型共同生活援助事業所に対する評価について
 - (3)つなげる分科会の提言等について
 - (4)各分科会の活動について
 - (5) その他
- 3 事務連絡
- 4 閉会

八千代市障害者自立支援協議会 委員名簿(令和5年4月1日時点)

		委員名	分科会	所 属	分 野	要鋼
1	小野	美果	くらし	八千代市身体障害者福祉会	障害者等及びその家族	第1号
2	木﨑	早苗	くらし	八千代地域生活支援センター	指定相談支援事業者を代表する者	第2号
3	伊藤	則之	つなげる	なごみの家	指定相談支援事業者を代表する者	第2号
4	吉野	眞里子	こども	特定非営利活動法人 にじと風福祉会	指定相談支援事業者を代表する者	第2号
5	岡山	香織	しごと	社会福祉法人 実のりの会 ビック・ハート	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
6	小原	正律	しごと	ふるさと学舎八千代	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
7	奥山	琢	くらし	社会福祉法人 八千代翼友福祉会 きざし	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
8	西澤	昇太郎	くらし	障害者支援施設 作山更生園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
9	國島	弘	しごと	障害者就業・生活支援センターあかね園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
10	福田	成美	こども	八千代市児童発達支援センター	指定障害児通所支援事業者を代表する者	第4号
11	森田	美惠子	こども	まめの木	指定障害児通所支援事業者を代表する者	第4号
12	宍倉	富子	こども	グリーンヒルキッズゆりのき台	指定障害児通所支援事業者を代表する者	第4号
13	松枝	恩	こども	八千代市母子保健課	保健機関を代表する者	第5号
14	門倉	眞人	つなげる	八千代病院	医療機関を代表する者	第6号
15	坂井	里衣	こども	八千代市教育委員会指導課	 教育機関を代表する者 	第7号
16	阿利	泰子	しごと	千葉県立八千代特別支援学校	 教育機関を代表する者 	第7号
17	古市	佳子	しごと	船橋公共職業安定所 専門援助部門	障害者を雇用する法人を代表する者	第8号
18	小竹	祐二	くらし	身体障害者福祉会 きらめき支援センター	 障害者団体を代表する者 	第9号
19	石田	和美	つなげる	八千代精神障害者家族会かたくり会	障害者団体を代表する者	第9号
20	大庭	久美	くらし	八千代市手をつなぐ親の会	障害者団体を代表する者	第9号
21	林 貨	〕	つなげる	船橋人権擁護委員協議会	権利擁護関係団体を代表する者	第10号
22	鈴木	亜矢子	つなげる	八千代市社会福祉協議会	権利擁護関係団体を代表する者	第10号
23	檜垣	昌也	つなげる	聖徳大学短期大学部保育科	障害福祉に関する学識経験を有する者	第11号

○八千代市障害者自立支援協議会設置要綱

制定 平成 1 9 年 3 月 3 0 日告示第 4 4 号 改正 平成 2 4 年 3 月 3 0 日告示第 9 1 号 平成 2 5 年 3 月 1 日告示第 2 8 号 令和 3 年 4 月 1 9 日告示第 1 7 3 号 令和 4 年 1 月 5 日告示第 1 号

(設置)

第1条 障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定により、八千代市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平24告示91·平25告示28·一部改正)

(所掌)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 処遇困難事例への対応のあり方の協議及び調整に関すること。
 - ⑵ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
 - (3) 地域の社会資源の開拓及び改善に関すること。
 - (4) 障害福祉計画に関すること。
 - (5) その他障害者等への支援の体制の整備に関すること。 (平24告示91・一部改正)

(組織)

- 第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 障害者等及びその家族
 - (2) 指定相談支援事業者を代表する者
 - (3) 指定障害福祉サービス事業者を代表する者
 - (4) 指定障害児通所支援事業者を代表する者
 - (5) 保健機関を代表する者
 - (6) 医療機関を代表する者
 - (7) 教育機関を代表する者
 - (8) 障害者を雇用する法人を代表する者

- (9) 障害者団体を代表する者
- (10) 権利擁護関係団体を代表する者
- (11) 障害福祉に関する学識経験を有する者 (平24告示91・平25告示28・一部改正)

(任期等)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き,委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

- 第6条 協議会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。
- 2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。 (会議)
- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議 長となる。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、可否を問い、その結果をもって、前項に規定する会議の議決に代えることができる。
 - (1) 天災その他避けることができない事故により委員が通常の交通手段によって会議に出席することが著しく困難となった場合
 - (2) 感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため、委員が会議に出席することが適当ではない場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか会議に代えて書面による協議を行うことにつ

いて相当な理由がある場合

(令和4告示1・一部改正)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平25告示28·一部改正)

(資料の提出等の要求)

第9条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることがで きる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障害者自立支援担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、 会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年5月1日から施行する。

(令3告示173·一部改正)

(令和3年5月8日に委嘱される委員の任期の特例)

2 令和3年5月8日に委嘱される委員の任期は,第4条第1項の規定にかか わらず,同年12月19日までとする。

(令3告示173·追加)

附 則 (平成24年告示第91号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公示の日から施行する。

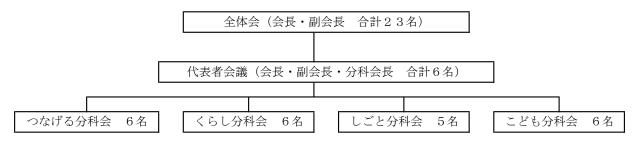
附 則(令和3年告示第173号)

この告示は,公示の日から施行する。

附 則(令和4年告示第1号)

この告示は,公示の日から施行する。

1 組織・活動状況



・全体会は、協議会の総意を確認したり、各分科会活動を協議会の活動として情報共有するなどのため開催しています。

新型コロナウイルスの感染拡大への配慮から、令和2年度より対面による会議は開催できていませんでしたが、段階的な規制緩和により、令和4年度の下半期には2回開催することができました。令和4年度においては、障害者福祉計画及び障害児福祉計画の中間評価や日中サービス支援型共同生活援助事業所に対する評価、10月開始の地域生活支援拠点等の整備について協議しました。

- ・<u>代表者会議</u>は、全体会の前に、議事を整理する等の目的で必要に応じて開催しています(障害者計画の検討のための分科会への割振りなど)。
- ・分科会は、各分科会の主旨にあった活動や取組を行っています。

【分科会の所掌等】

分科会	分科会の主な所掌	主な取組等
つなげる分科会	ネットワーク構築	相談支援事業所連絡会の活動内容の助言等,精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの評価・助言等,虐待に係る普及啓発など
くらし分科会	障害者の生活関係	飛翔祭(秀明大学の大学祭)での周知・啓発など
しごと分科会	障害者の就労関係	就労系事業所ガイドブックの作成など
こども分科会	障害児支援	療育支援マップの作成、どーんと祭での周知啓発など

2 障害者支援課で所管する他の協議会

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る協議の場
- ・医療的ケア児支援協議会 等

【参考】障害者支援課所管以外で自立支援協議会委員が出席している協議会等

- ·特別支援連携協議会(八千代市教育委員会指導課)
- ・歯と口腔の健康づくり推進会議(八千代市子ども部母子保健課)
- ・青少年スポーツ推進専門委員会(八千代市スポーツ協会)

3 今後の課題

(全体会)

協議会は、地域における障害者等の支援体制に関する課題を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、地域の障害者等の支援体制の整備を図ることを目的としています。その取組を着実に進めていくため、個別事例を通じた地域課題の検討を促進することが求められます。

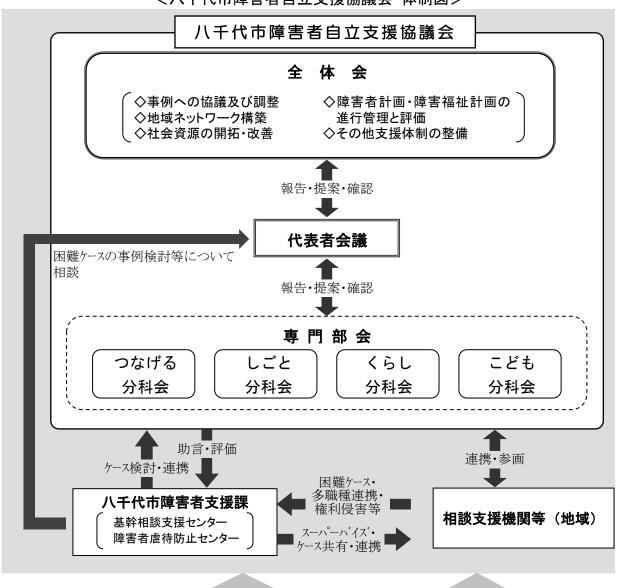
【参考】自立支援協議会に関する法律の改正内容(障害者総合支援法第89条の3関係) ※令和6年4月1日施行

- ①協議会を通じた「地域づくり」にとって「個別事例から地域課題の抽出」の取組が重要であることを踏まえ、協議会の役割に「障害者等の適切な支援に関する情報共有」について明確化。
- ②協議会は、地域の関係機関等に対し、情報提供や意見表明等の協力を求めることができること、また、求めがあった場合には関係機関等が協力するよう努める旨を規定。
- ③個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い,協議会関係者に対し,守秘義務を課した。
 - →制度上、協議会の構成委員間で個別の支援事例に関する必要な情報を共有できることが可能

(分科会)

例えば、つなげる分科会において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について検討した結果、同システムは「障害の地域包括ケアシステム」であるため、つなげる分科会以外の分科会でも協議したり、分科会を合同して開催できないか等、分科会の枠にとどまらない課題検討の方法を求める声も聞かれます。

<八千代市障害者自立支援協議会 体制図>



障害のある人・家族・市民等からの相談

個別支援会議

八千代市 地域生活支援拠点等事業 に係るガイドライン

令和4年10月

目次

1	地域生活支援拠点等事業の基本的事項	1
	(1) 地域生活支援拠点等事業とは	1
	(2)地域生活支援拠点等の整備手法	1
	(3) 地域生活支援拠点等の機能	2
	〇地域生活支援拠点等となることにより算定が可能となる加算	3
	解説 地域生活支援拠点等に係る用語について	3
	〇地域生活支援拠点等事業に係るフロー図	4
2	拠点機能1 相談	5
	〇地域生活支援拠点等事業における相談	5
	解説 「緊急時」とは	5
	〇相談に係る支援機関の整理	5
	〇実施内容	5
	解説 「緊急時の支援が見込めない世帯」とは	6
	O事前登録について	6
	〇支援対象者	6
	〇対象者についての留意事項	6
3	拠点機能2 緊急時の受入れ・対応	7
	〇短期入所事業所等の確保	7
	解説 短期入所事業所等の受入れ施設の役割	7
	○緊急時に対応(相談)を行う支援機関	8
	○緊急時の受入・対応の内容	
	解説 地域生活支援拠点等コーディネーターについて	8
	〇地域生活支援拠点等における事業所としての登録について	9
4	地域生活支援拠点等事業のその他の機能	9
	(1)体験の機会・場	9
	(2) 専門的人材の確保・養成	9
	(3)地域の体制づくり	9
5	地域生活支援拠点等機能の充実に向けて	10
	〇地域生活支援拠点等が有する機能の充実(障害者自立支援協議会への報告)	10
6	資料	11
	〇地域生活支援拠点等に係る加算	11
	〇地域生活支援拠点の関係図	13

1 地域生活支援拠点等事業の基本的事項

(1) 地域生活支援拠点等事業とは

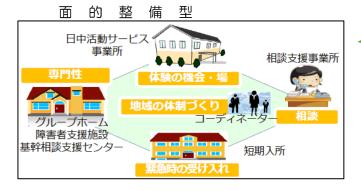
障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者が地域で安心して暮らしていけるよう、「相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」といった機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、**障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築**するものです。

(2) 地域生活支援拠点等の整備手法

多機能拠点整備型



必要な機能を1つの施設が 全て担う。



必要な機能を複数の機関が 分担して担う。

八千代市では,面的整備の方法で地域生活支援拠点等事業を実施します。なお,面的整備型には次のような特徴があります。

- 今ある地域の様々な資源を有効に活用することで、既存の体制を生かした整備が可能となる。
- 地域の複数の事業所がかかわることで、地域に一体感が形成される。
- ⇒ 面的整備型は、地域の資源を活用することになるため、各分野の関係機関の連携や協力が必要となります。つまり、障害福祉サービス事業所等のネットワーク化をさらに進めていく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等の機能

地域生活支援拠点等事業には5つの機能を備えることが想定されており、その機能を担うことを想定される事業所等(既存する社会資源)は次のとおりです。

八千代市では下表のうち①及び②の機能を優先的に整え、運用を開始します。

	プラリスログの機能を愛元可に歪ん。	
機能	具体的な内容	事業所等
		(既存する社会資源)
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を	基幹相談支援センター
	事前に把握した上で,常時の連絡	特定相談支援事業所
	体制を確保し、障害の特性に起因	一般相談支援事業所
	して生じた緊急の事態等に必要な	委託相談事業所(八千代地域生活
	サービスのコーディネートや相談	支援センター)
	その他必要な支援を行う。	千葉県障害児等療育支援事業所
		等
②緊急時の受入れ・対	短期入所を活用した常時の緊急受	
心	入体制等を確保した上で,介護者	短期入所事業所
	の急病や障害のある方の状態変化	医療機関 等
	等の緊急時の受入れや医療機関へ	
	の連絡等の必要な対応を行う。	
③体験の機会・場	病院や施設,親元からの自立等に	
	当たって,共同生活援助(グルー	障害福祉サービス事業所(日中活
	プホーム)等の障害福祉サービス	動系事業所,グループホーム)等
	の利用やひとり暮らしの体験の機	
	会・場を提供する。	
④専門的人材の確保・	医療的ケアが必要な方や行動障害	
養成	を有する方、高齢化に伴い重度化	
	した障害のある方に対して,専門	基幹相談支援センター
	的な対応を行うことができる体制	生活介護事業所等
	の確保や,専門的な対応ができる	
	人材の育成を行う。	
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できる	基幹相談支援センター
	サービス提供体制の確保や, 地域	障害者自立支援協議会
	の社会資源の連携体制の構築等を	地域包括支援センター 等
	行う。	

- ※ 基幹相談支援センターは八千代市役所障害者支援課内に置かれています。
- ※ 「①相談」機能についてはp6「解説 地域生活支援拠点等事業における障害者総合支援法に基づく相談の種類」を参照

※ 「②緊急時の受入れ・対応」機能における「医療機関」は、介護者が急病等で医療機関 へ搬送された場合に搬送先の医療機関と連絡調整を行うことをいいます。

〇地域生活支援拠点等となることにより算定が可能となる加算

地域生活支援拠点等として市に届け出ることで,事業所において算定が可能となる加算 があります。加算の詳細については,巻末をご参照ください。

解説 地域生活支援拠点等に係る用語について

次頁から、このガイドラインで使う用語の意義は次のとおりです。

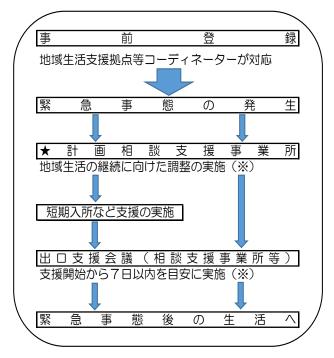
用語	意義				
地域生活支援拠点等事業	八千代市の行う地域生活支援拠点等整備に係る事業				
地域生活支援拠点等	市に「地域生活支援拠点等」として届け出て,5つの機能				
	のうちいずれかを担う事業所				
地域生活支援拠点等コーデ	市が、地域生活支援拠点等事業の実施のため、5つの機能				
ィネーター	のうち「①相談」,「②緊急時の受入れ・対応」について委				
	託するコーディネーター				

※ 「地域生活支援拠点等事業」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 87 条第 1 項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)に基づく事業で、「八千代市第 4 期障害福祉計画」において市または障害福祉圏域ごとに設置することが明記されました。八千代市では、令和 4年 1 0 月より開始を予定しています。

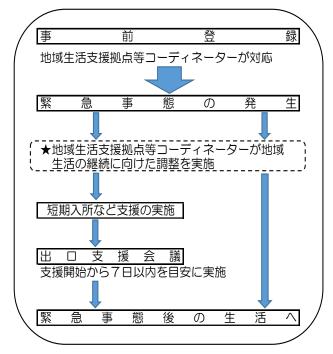
○地域生活支援拠点等事業に係るフロー図

※ 「①相談」及び「②緊急時の受入れ・対応」機能のイメージ

【計画相談支援を利用している場合】



【計画相談支援を利用していない場合】



(※)必要に応じて地域生活支援拠点等コーディネーターが同行 又は同席

緊急事態発生時の支援

地域生活支援拠点等コーディネーター(又は計画相談支援事業所)へ連絡があり、障害者の緊急受入れが必要な場合、地域生活支援拠点等コーディネーター(又は計画相談支援事業所)はまず本人が普段利用している短期入所事業所があれば受入れ可能かを確認します。受入れが難しい場合には、他の短期入所事業所に受入れの調整を行います。

出口支援

緊急受入れ後,地域に戻るための出口支援を行います。地域生活支援拠点等コーディネーター(又は計画相談支援事業所)と基幹相談支援センターが連携し,本人や家族の意向を確認の上,相談支援事業所,日中活動系サービス事業所など出口支援に必要なメンバーを招集して出口支援のケース会議を開き,今後の本人の支援の方向性を決定します。

緊急事態後の支援

短期入所を退所した後、自宅やグループホームなどの地域生活に戻ります。地域に戻った後は、担当の相談支援事業所や日中活動系サービス事業所など、本人と関わる各事業所や機関が見守りを行います。

※ 個別ケースによって状況は異なります。

2 拠点機能1 相談

○地域生活支援拠点等事業における相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行います。

解説 「緊急時」とは

「緊急時」とは、例えば次のような状況をいいます。

- ・介護者が不在
 - <例> 親(介護者)が緊急入院し、障害児者本人が自宅に1人で残された。
- 虐待の疑いがある

< 例 > 自宅で家族から暴力を受けて逃げてきたため、今夜過ごせる場所がない。 虐待防止センターから即日支援の要請があった。

〇相談に係る支援機関の整理

対象者	ニーズ	支援機関
計画相談を利用している方		特定相談支援事業所
セルフプランとなっている	就労や日中活動に参加して	障害者相談支援事業の実施
方	みたいなど。	機関(※)
障害福祉サービスを利用し	地域生活での緊急事態等へ	地域生活支援拠点等コーデ
ていない方	の不安を感じる場合	ィネーター

(※)p6「解説 地域生活支援拠点等事業における障害者総合支援法に基づく相談の種類」 参照

〇実施内容

- ・地域生活支援拠点等コーディネーターは、緊急時の支援が見込めない世帯に対して事前の 登録の案内及び登録を行う。また、登録を行った障害児者に対して各ケースに応じた相談 支援を実施する。事前登録後も、年に1回以上障害児者の状態等の確認を行うことで情報 を更新し、緊急時の支援に備える。
- 緊急時の支援が見込めない対象者に対しては、ニーズを把握し、できる限り緊急事態の発生を予防するため、対象者やその家族に対して必要な情報の提供、緊急時の対応方法についての助言及び障害福祉サービス等の制度の案内を行う。
- ・相談支援事業所,地域生活支援拠点等コーディネーターのみでは支援が困難な場合は,基 幹相談支援センターに後方支援を依頼する。

解説 「緊急時の支援が見込めない世帯」とは

緊急時の支援が見込めない世帯とは、例えば次のような世帯をいいます。

- ・主たる介護者(家族)が負傷,疾病又は死亡などの状態となった場合に,他の介護者(家族)を確保することができない世帯
- ・介護者(家族)がいても、障害のある方の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を継続することが困難な状態になることが見込まれる世帯 等

○事前登録について

- ・地域生活支援拠点等コーディネーターは、面談を通じて、緊急受入れ時に必要な当事者の 情報(家族構成、生活環境、障害特性、服薬・アレルギー情報等)及び親亡き後を見据え た本人・家族等の将来への意向を把握し、緊急時の支援に役立てます。
- ・計画相談を利用されている方も事前登録は可能ですが、緊急時の支援は、原則として利用されている計画相談支援事業所が対応します。このため、地域生活支援拠点等コーディネーターと利用されている計画相談支援事業所の相談員とで登録者の情報共有を図り、緊急時の支援に備えます。

〇支援対象者

支援対象者として、次のような方を想定しています。

- (1) 身体障害者手帳, 療育手帳又は精神保健福祉手帳をお持ちの方
- (2) 診断書等による認定で障害福祉サービス、障害児通所支援を利用できる方
- (3) 指定難病など障害者総合支援法の対象疾病にり患している方
 - ※ いずれも、原則は八千代市内にお住まいの方が対象

〇対象者についての留意事項

以下の場合は相談内容を確認し、必要があれば関係機関を紹介します。

・65歳以上の高齢者

地域包括支援センターへ情報提供を行うなど、介護保険制度や老人福祉法における支援がないか。

18歳未満の児童

児童相談所・子育て支援課・母子保健課等へ情報提供を行うなど, 児童福祉法における支援がないか。

解説 地域生活支援拠点等事業における障害者総合支援法に基づく相談の種類

- (1)基本相談・計画相談等 (主な実施機関:相談支援事業所)
- ① 特定相談支援(基本相談・計画相談)
- ② 一般相談支援(基本相談・地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援))

「基本相談」は、質の高い計画相談支援等を実施する上で重要な基盤となるもので、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整など計画相談等に必要な範囲で行うもの。

(2) 地域生活支援事業の障害者相談支援事業

(実施機関:基幹相談支援センター・八千代地域生活支援センター)

市の責務として、一般的な相談、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応するもの。八千代地域生活支援センターへ委託し、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、専門機関の紹介等を行っています。

⇒ 新たに始まる地域生活支援拠点等において実施される相談は、これらと重複する部分 も生じることが想定されますが、障害福祉サービスを現在利用していない方やセルフプ ランとなっている方が地域生活での緊急事態等への不安を感じる場合に、その支援を行 うことを主な役割として業務を実施します。

3 拠点機能2 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害のある 方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

※ 事前登録がされていない場合でもできる限り緊急受入れ等の対応を行いますが、緊急 時の適切な支援を実施するため、市及び地域生活支援拠点等コーディネーターは事前登 録の啓発をしていきます。

○短期入所事業所等の確保

市は、地域生活支援拠点等の機能やそれらに係る市の取組について、短期入所事業所及び 医療機関等に説明し、取組への協力を求めます。

解説 短期入所事業所等の受入れ施設の役割

地域で安心して生活を送るためには、緊急時に受け入れ可能な施設が必要であり、短期入所事業所等の受入れの協力が不可欠となります。平成 30 年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、その重要性を鑑み、緊急の受入れ・対応を評価する、緊急短期入所受入れに係る単位数の引き上げがありました。また、「緊急時」という要件のもと、期間を区切って、定員超過利用減算は適用しないこととされました。

○緊急時に対応(相談)を行う支援機関

	区分	支援機関	
計画相談支援を	特定相談支援事業	所業務時間内(時	特定相談支援事業所等
利用している	間外に連絡がとれ	(る場合を含む)	
	上段以外	地域定着支援を	一般相談支援事業所等
		利用している	
		上段以外	委託を受けた地域生活支援
 計画相談支援を利用	L 用していない	拠点等コーディネーター等	

○緊急時の受入・対応の内容

支援機関	内容				
特定相談支援事業所	・ 対象者から緊急の連絡を受け、短期入所等のサービス				
障害児相談支援事業所	の利用調整を行う。				
地域生活支援拠点等コー	・ 緊急時の対応は、短期入所への受入れ調整や医療機関				
ディネーター	への連絡調整のほか,障害者の状態に応じて,訪問系サー				
	ビスにより対応するなど、適切な対応を行う。				
	・受入れ先の確保やサービスの調整等が困難な場合は,基				
	幹相談支援センターに対応について相談する。				
短期入所事業所	特定相談支援事業所,障害児相談支援事業所,基幹相談支				
訪問系サービス事業所	援センター,地域生活支援拠点等コーディネーターから緊				
医療機関 等	急受入・対応の要請があった場合、できる限り協力する。				

解説 地域生活支援拠点等コーディネーターについて

市では、地域生活支援拠点等事業の実施のため、地域生活支援拠点等コーディネーターを 配置します。業務内容は次の通りです。

- ①相談業務(p5「O実施内容」)
- ②緊急時の支援業務
- ③緊急受入後の支援業務(出口支援会議の開催等)
- ④登録拠点等の担当者会議を開催し、また、日頃より市内受入機関の状況を把握し地域生活支援拠点等事業の円滑な運営に努める。
- ⑤日頃より市内事業所,民生委員や社会福祉協議会その他の関係機関と連携を図り,地域 の支援体制を活用できるよう努める。
- ※ ④⑤は、拠点機能の「相談」及び「緊急時の受入れ・対応」の実施に必要な事項として実施

○地域生活支援拠点等における事業所としての登録について

地域生活支援拠点等事業の面的機能を担い、協力・連携を図る事業所は、市への届出を行います。

届出が受理され、市が作成する名簿に記載された事業所については、以下の取扱いとします。

- ①地域生活支援拠点等事業を担う事業所として、市のホームページ等において公表します。
- ②地域生活支援拠点等に係る加算が請求可能となります。
- ③拠点間の連携を図るため、開催する会議に出席をします(年数回程度)。
- ※ 詳細については、別に登録に係るマニュアルを作成します。

4 地域生活支援拠点等事業のその他の機能

(1) 体験の機会・場

病院や施設,親元からの自立等に当たって,共同生活援助(グループホーム)等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会・場を提供します。

(2) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方,高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して,専門的な対応を行うことができる体制の確保や,専門的な対応ができる人材の育成を行います。

<基幹相談支援センターの取組>

- 専門的人材を確保するため、千葉県の行う研修の情報を、相談支援事業所連絡会や市のホームページを活用して周知します。
- •相談支援事業所連絡会において、専門的な対応を含め、各種ケースの事例検討などを行います。
- ・虐待防止に係る研修などを行います。

(3)地域の体制づくり

地域のさまざまなニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

<基幹相談支援センターの取組>

障害者自立支援協議会 障害当事者,委託相談支援事業所,相談支援事業所,障害福祉サービス事業所,障害児通所支援事業所,保健機関,医療

	機関,教育機関,公共職業安定所,障害者団体,権利擁護団				
	体、学識経験者の各分野より委員が参加し、地域の障害福祉				
	サービスの提供体制の整備や、関係機関の連携のため活動を				
	行っています。				
相談支援事業所連絡会	市内相談支援事業所を対象に定期的に連絡会を開催し、社会				
	資源についての情報の共有や情報交換, 個別ケースの検討な				
	どを行っています。				

上記のほかにも、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど、地域の体制づくりに関わる制度を充実していきます。

5 地域生活支援拠点等機能の充実に向けて

〇地域生活支援拠点等が有する機能の充実(障害者自立支援協議会への報告)

地域生活支援拠点等事業に必要な機能が適切に実施されているか, また, 地域の実情に適しているか, 様々な地域課題に対応できているか等を視点に置き, 今後も十分な検討・検証を行う必要があります。

このため、障害者自立支援協議会等へ年1回以上地域生活支援拠点等の運用状況を報告 し、機能の充実を図ります。

6 資料

〇地域生活支援拠点等に係る加算

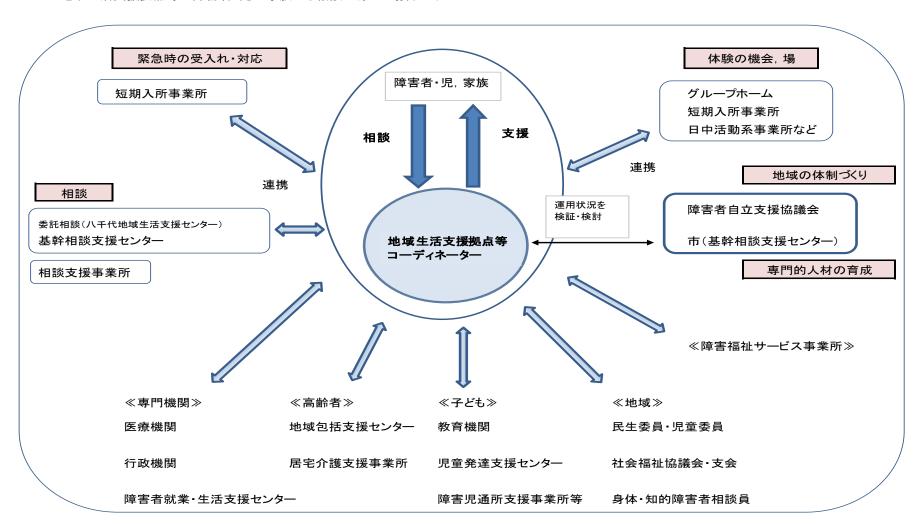
運営規程に拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届け出た上で、市が当該事業所を拠点として認めることが必要です。

機能	対象事業	加算	加算単位	要件
	相談支援事業	地域生活支援	700 単位/回	特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所
相談機能の	所(児・者)	拠点等相談強		含む。)にコーディネーターの役割を担うもの
強化		化加算		として相談支援専門員を配置し、相談を受け、
59310			月4回を限度	連携する短期入所事業所への緊急時の受入れ
				の対応を行ったことを評価する加算。
		地域生活支援	100 単位/日	サービス利用開始日について、100 単位を
		拠点登録に係		加算可能(緊急時の受入れに限らない)。
		る加算	100 % 1- 10	A = # + 7 A A A A A A A A A A A A A A A A A A
		緊急短期入所	180 単位/日	介護者の急病等の理由により、指定短期入所
	短期入所	受入加算(Ⅰ)	270 単位/日	を緊急に行った場合に、開始日から起算して 7日(家族の疾病等やむを得ない事情がある
			270 年111/ 日	7日(家族の疾病寺でもを得ない事情がある 場合にあっては、14 日)を限度として、当
	対応の機能の	緊急短期入所		場合にめりでは、14 日)を限及として、当 該緊急利用者のみに対して加算可能。
	強化 • 緊急時	受入加算(Ⅱ)		※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わな
	の受入れ・対応			().
	を行ったこと		50 単位/日	「緊急時」という局面を勘案し,定員を超え
	を評価する加 算			て受け入れた場合には,期間を区切った上で,
野会のナル	异	上 定員超過特例		特例的に加算可能(当該期間は定員超過減算
緊急時の 受入れ		一定更短短符例 一加算		は適用しない)。
文八化		加升		※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わな
				() ₀
				(10 日を限度)
	居宅介護,		100 単位/回	緊急時の対応を評価する加算。
	重度訪問介護,	取名叶共成机		(月2回を限度)
	同行援護, 行動援護,	緊急時対応加 算		
	」」到该语, 重度障害者等	异	+50 単位/回	地域生活支援拠点の場合
	包括支援		,	
		緊急時支援加	711 単位/日	緊急時の対応を評価する加算。
	自立生活援助	算(Ⅰ)	+50 単位/回	地域生活支援拠点の場合
		緊急時支援費	712 単位/日	緊急時の対応を評価する加算。
	地域定着支援	(I)	+50 単位/回	地域生活支援拠点の場合
	日中活動系サ	体験利用支援	500 単位/日	拠点等としての機能を担う場合の日中活動系
	ービス	加算	(初日から5	サービスや、地域移行支援に関する体験利用
		体験利用加算	日目まで)	の支援・受入れを評価する加算。
			+50 単位/日	
体験の機			(地域生活支	
会・場の提供が会			援拠点の場合)	
供機能の強	地域移行支援		250 単位/日	
化			(6日目から 15日目まで)	
			+50 単位/日	
			(地域生活支	
			援拠点の場合)	

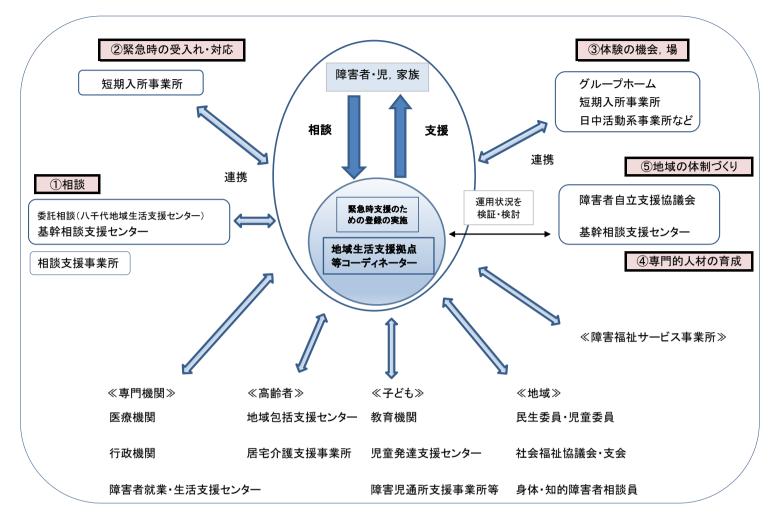
	施設入所支援	体験宿泊支援 加算	120 単位/日	地域生活支援拠点の場合。
		体験宿泊加算 体験宿泊加算 (I)	300単位/日 +50単位/日 (地域生活支 援拠点の場合)	15日を限度とする。
	地域移行支援	体験宿泊加算 (Ⅱ)	700 単位/日 (夜間及び深 夜における支 援あり) +50 単位/日 (地域生活支 援拠点の場合)	15 日を限度とする。
			7単位/日	体制を整えた場合 {強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合} 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算可能(ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算不可)。 ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。
専門的人材 の確保・養 成の機能の 強化	生活介護	重度障害者支援加算 重度障害者支援加算(II)	180単位/日 (加算を算定	支援を行った場合 {強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が,実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき,強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合}
			した日から起 算して 180日 以内は+500 単位)	実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算可能(当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可能)。 ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。
地域の体制づくりの機能の強化	特定相談支援 事業所(障害児 相談支援事業 所含む。)	地域体制強化 共同支援加算	2,000 単位/月	支援困難事例の課題共有を通じ、地域課題の 明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、 共同で対応していることを評価する加算。 指定特定相談支援事業所において、当該計画 相談支援障害者等1人につき、月1回を限度 として加算可能。

○地域生活支援拠点の関係図

※ 地域生活支援拠点等へ障害者・児や家族から相談があった場合のイメージ



※ 地域生活支援拠点等事業の連携図



- ・障害児者の重度化・高齢化や「親亡きあと」においても、障害児者が地域で安心して暮らしていけるよう、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。
- ・市の委託するコーディネーターと、市内障害福祉サービス事業所、またその他の地域の資源が連携して障害児者を支える体制を構築します。
- ・市の委託するコーディネーターは、障害児者の緊急時における支援のため、緊急時支援に向けた登録を実施します。
- ・地域生活支援拠点等コーディネーターは、登録をした障害児者との面談を通じ、緊急受け入れ時に必要な当事者情報を把握し、緊急時の支援を行います。
- ・市内障害福祉サービス事業所に対し、緊急時の支援を行う地域生活支援拠点等としての登録制度を実施します。

八千代市地域生活支援拠点等事業 事前登録申込書

八十八帅地域土冶文级观点夺事来。李前豆城中

 じゅうよう
 じぜん かなら ま
 ふとせん わくない こうもく かなら きにゅう

 【重要】 事前に必ずお読みください。
 ※太線の枠内の項目は必ず記入

※太線の枠内の項目は必ず記入してください。

「ヒッラス√ い か ヒック い か とうい ままてんとう しゅとく とうろくしゃ かん じょうほう 登録には,以下のことに同意してください。なお,拠点等コーディネーターが取得した登録者に関する情報 まんきゅうじ しぇん たほんじぎょう うんえい ひつよう ばあい しょう いがい ばあい しょう は,緊急時の支援その他本事業の運営に必要な場合のみ使用し,それ以外の場合に使用することはありません。

			·=		は「仕八)				
つぎ	ゥょし ^{ちいぎせ} 千代市地域 ^{もう} り申し込み				±∅,	もうしこみび 申込日	a ル 年	がっ 月	にち
本 ほ	ふりがな しぁぃ 氏名								っぱい 男
小人(緊急	住所	(〒	-)					性別	»»» 口 女
時 支 援 _ん	せいねんがっぴ		□ 中 □ □ □ □	·ttu nun ☑ 成 □ 令和		*** 年	月	にち 日	歳
坂などを	連絡先	(自宅) (携帯)	-			(メール) (FAX)			
受ける人)	La 9 がい 障害の La y < 7 o など 種別等	□ 身体障害 □ 身体障害 □ 療育手軸 せいしんしょうか □ 精神障害	う ていど 長 (程度) がいしゃほけんふく! 号者保健福 よう しっぺいめい		級 ************************************	じりっしえん □ 自立支払	************************************	▼・内部・そ	たの他)
	いりょうほけん 医療保険	□ 国保	□社保	□共済	□ 生活保証	護	た □ その他	()
本人の家族構	氏 氏	A 名	生年月日		続柄	世代でようなど	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	^{とっき} 特記	
佛 ぅ 成"							同・別	ほんにん	かんけい
緊急連絡先	ふりがな L めい 氏名							本人と	の関係
絡先・代理人	はいうしょ 住所	(〒	-)		□本人と[で じゅうしょ 可じ住所	連系 —	くさき 各先 <u>ー</u>
確か安まる	到傍元寺 ************************************	_		とっきじこう					

障し	サービス等	□ 本人・家族等で自ら作成(セルフプラン)			
害ぅ。	りょうけいかく 利用計画	していとくていそうだんしえんじぎょうし。 」指定特定相談支援事業所が				
福 _ふ く 社 _し	aり なし 有・無	_{じぎょうしょめい} 事業所名:			*************************************	
# 	くぶんにんてい 区分認定	しょうがいしえんくぶん みにんてい しんせいちゅう 障害支援区分(未認定・申請中・	^{ひがいとう} 非該当・1・2	. 3 . 4 . 5 .	6)期間 年	にち 日
Ľ	ま業所情報	事業所名		担当		
ス	じぎょうしょじょうほう 事業所情報			*************************************		
$\widehat{}$	かんけいき か ん	A称		担当		
病が	関係機関	#ABS(\$\$ 連絡先		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
院。 関 _{かん} ・ 係 _い	かんけいき か ん	and solution (1) A 称		たんとう担当		
学が機き	関係機関		_			
校 _う 関 _ん 等 _を	かんけいき か ん	めいしょう 名称		たんとう		
٠ ٠	関係機関	#Abb(data 連絡先 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —				 ••••••
			」 しじ ひつよう 指示が必要 ・	いちぶかいじょ	#んかいじょ ・ 全介助	
	食事	たとっきじこう その他特記事項				
		じりつ みまも ひつよう	しじ ひつよう	いちぶかいじょ	ぜんかいじょ	
	排泄	自立 ・ 見守りが必要 ・	指示が必要・	一部介助	全介助	
		その他特記事項				
	にゅうよく 入浴	じりつ みまも ひつよう 自立 ・ 見守りが必要 ・ たとっきじこう	指示が必要・	一部介助	全介助	
本ほ		その他特記事項				
人 ん		ロリっ みまも ひつよう 自立 ・ 見守りが必要 ・	しじ ひつよう 指示が必要 ・	^{いちぶかいじょ} 一部介助 ・	ぜんかいじょ	
の	着替え	たとっきじこう その他特記事項				
現 _ん だい 在ざい		じりつ みまも ひつよう	し じ ひつよう +ヒー よ ソ 冊	いちぶかいじょ 立7 ヘ ロー	ぜんかいじょ ヘ ヘ ロ	
の	ひどう 移動	自立 ・ 見守りが必要 ・ たとっきじこう その他特記事項	指示が必安・	一部介切	全外助	
状じょう		ての他付記事項				
況 _き	コミュニ	できる · 少しできる ·	ほとんどできない	い・できた	にい	
	ケーション	その他特記事項				
	すいみん	りょう ぶりょう すいみんどうにゅうさ良・不良 睡眠導入剤		· 無)		
	睡眠	たとっきじこう その他特記事項				
	ふくやくじょうきょう	〈すり なまえ の かいすう 本 の カ デ				
	服薬状況	薬の名前や飲む回数				
70 7	有・無	1 / 16 1	- h			
がこう ちい 備考(地		りや心配な事・配慮してほしい	ゝ事など)			

八千代市における地域生活支援拠点等の機能を担う登録事業所

令和5年5月1日現在

								1-	ì和 5 年 5 月	11口死任
								担う機能		
No	適用開始日	名称	所在地	所在地 サービス種別		① 相談	② 緊急時の 受入れ・対応	③ 体験の 機会・場	④ 専門的人材の 確保・養成	⑤ 地域の 体制づくり
1	R4.10.1	ケアサポート笑和輪	小池407	特定相談支援	1230400036	0				
2	R4.10.1	ケアサポート笑和輪	小池407	障害児相談支 援	1270400003	0				
3	R4.10.1	小池更生園短期入所	小池393	短期入所	1210400113		0			
4	R4.10.1	短期入所作山更生園	小池392	短期入所	1210400121		0			
5	R4.10.1	相談支援事業所つむぎ	緑が丘西5丁目20番地2	特定相談支援	1230400037	0				
6	R4.10.1	相談支援事業所つむぎ	緑が丘西5丁目20番地2	障害児相談支 援	1270400037	0				
7	R4.10.1	にこっとホーム	ゆりのき台8-28-1	短期入所	1210400840		0			
8	R4.11.1	なごみの家	下高野553番地	特定相談支援	1230400010	0				0
9	R5.2.1	きらめき支援センター	大和田新田 3 1 2 - 5 福祉センター 3 階	特定相談支援	1230400077	0				
10	R5.2.1	きらめき支援センター	大和田新田 3 1 2 - 5 福祉センター 3 階	障害児相談支 援	1270400078	0				
11	R5.4.1	八千代地域生活支援センター	大和田332-18	特定相談支援 地域移行支援	1230400028			0		0
12	R5.4.1	八千代地域生活支援センター	大和田332-18	障害児相談支 援	1270400011					0
13	R5.5.1	にじと風相談室	大和田新田453-126	特定相談支援	1230400044	0				
14	R5.5.1	にじと風相談室	大和田新田453-126	障害児相談支 援	1270400045	0				
15										

地域生活支援拠点等コーディネーター業務年間集計 (令和 4 年度分)

受託事業者 : ケアサポート笑和輪

1 緊急時支援前業務(入口支援)

事前登録の啓発

4 回 ・地域包括管理者会議(10月5日)・かたくり会(10月18日・12月20日)・相談支援事業所連絡会(3月17日)

							事前登録	の受付					
				実人数	内訳(重複可,重心のカウントに注意※)								
				夫八奴	身体	重心	知的	精神	難病	発達	高次脳	医ケア	その他
		前年度	末	0									
	障	新規		4			4						
5%	害		内,計画相談利 用有	1									
登 録	者	解除											
者		今年度	末	4			4						
数		前年度	末	0									
	障	新規		1			1						
	害		内,計画相談利 用有										
	児	解除											
		今年度	末	1			1						
登録解除の理由							•		•	•	•		
立虾	T+19小 ℃.	/生田	障害児										

※1人において障害が複数ある場合は,各障害種ごとにカウントする。(実人数 ≦ 障害種別総数)

ただし、重度の身体障害と重度の知的障害の重複障害の場合は「重心」としてカウントし、身体障害と知的障害としてはカウントしない。

新規登録者の	内訳	障害者支援課	福祉総合 相談室	相談支援 専門員	地域包括 支援センター	家族会	医療機関	警察	障害福祉 サービス事業所	その他	
紹介経路	件数	3				1			1		

						支	を 援体制の構築				
						対応方法					
	相談者	電話	訪問	A=#0 3 F4	関係機関	との調整	7.0	その他		主な相談内容	
相			45,00	נייונעו	短期入所 事業所	医療機関	障害福祉 サービス事業所	その [.]	他)	())
談	本人		1								
支援	家族	(介護者)	20	6			1		1		繋がりを持ちたい、親なき後への不安、相談窓口の確認 拠点とは何か、相談員を付けたい等々
77	関係	(機関	7				9		15		
延べ	その ()他									
数	合計	ŀ	28	6			10		16		
	内	夜間休日									
	数	事前登録無し									
登 録		10 = v +v			対応方法				開催	崖日 所要	要時間 内容
お		相談者	電話	訪問	来所	他機関への訪問	その他 ()	登	12月	22日 1	第一回登録事業所連絡会議 1.5H ・顔合わせ・事前登録及び周知啓発状況
状態	本人							録	12/7	2211 1	・今後に向けた課題等について
等確	家族	(介護者)	5					拠点			
	関係	機関						等担			
延べ	その ()他						当			
数	合計	+	5					者会			
	画相談支援事業所 への登録通知 1 人 ※既に計画相談を利用している場合のみ										

サービス等 制度案内

2 緊急時支援業務

						支援の実施				
					対応方法					
	相談者	電話	æ=-r	=± 88		関係機関	との調整		その他	主な発生事由及び支援内容
相			訪問	短期入所 事業所	医療機関	障害福祉 サービス事業所	その他 ()	()		
談	本人									
支援	家族(介護者)									
延	関係機関									
~	その他 ()									
数	合計									
	内 夜間休日									
	数事前登録無し									

3 緊急時支援後業務(出口支援)

	開催日	所要時間	出席者(事業所)	内 容
ケー				
ス				
会議				

令和5年5月1日

八千代市障害者自立支援協議会 会長 木 﨑 早 苗 様

八千代市障害者自立支援協議会 つなげる分科会長 檜垣 昌也

八千代市障害者自立支援協議会に向けた提言について

令和3年度のつなげる分科会活動や相談支援事業所連絡会活動をふまえ,各分科会において「現状の支援体制や社会資源では対応できない課題」や「精神障害にも対応した包括ケアシステム構築推進事業」等について協議をしていただきたいとの提言を,令和4年5月9日の代表者会議に上げました。また,くらし分科会長の恩田委員より,自立支援協議会の委員等へ現在の課題や取り組みの優先順位等について意見をもらう提案が,同じ日の代表者会議に上げられました。同じ議題として,各分科会にて協議し意見を出し合っていただいた経過があります。

令和4年度に各分科会にて協議した内容は入り口部分であると認識しています。令和4年 度第3回代表者会議及び令和4年度第2回全体会にて承認を得ておりますとおり、令和5 年度も引き続き各分科会にて協議を継続していただきたく存じます。

協議の継続だけではなく、まず現在出ている課題等をこの提言にて整理し、令和 5 年度以降の自立支援協議会の課題としてどう進めることができるのか、他の協議会へつなげることができるのか等、まずは代表者会議にて協議いただきますようお願いいたします。

(相談・支援システムの構築や推進)

- ◎困難事例の事例検討の流れの構築
- ◎共生型サービスを進めることで訪問入浴や居宅介護の入浴に頼らない支援体制の構築
- ◎障害者の高齢化に伴う相談先の整理
- ◎「ライフサポートファイル」のあり方(簡単で意味のある使い方等)について,各障害種 別の関係者が集まる全体会で検討
- ◎身寄りがいない独居の高齢者に対して居住の場を確保するシステム
- ◎地域包括ケアシステムにて、生まれたときから組み込まれ、気軽に相談できるシステムの 構築
- ◎障害児がいることで働けない母親など家族に対する支援体制の構築
- ◎障害児の保護者の中で、保護者自身も何らかの障害がありそうだがどこにもつながっていない場合の相談窓口を明らかにすること
- ◎協議会がばらばらに活動している印象なので、連携システムの構築

- ◎触法に至るような性的嗜好の強い当事者に対する支援方法や支援体制の構築
- ◎(学校卒業後)どこにもつながらない本人及び家族に対しての相談支援体制
- ◎福祉・教育の現場の支援者と医療従事者との情報共有・連携の場の構築

(足りない社会資源)

- ◎相談支援事業所,居宅介護事業所,短期入所事業所
- ◎重度知的障害者が利用できる入所・通所の事業所が少ない
- ◎通学・通所支援に対応したサービス
- ◎障害児が利用できる短期入所事業所
- ◎放課後等デイサービス事業所は増えたが、18 歳到達後利用できる生活介護事業所が増えていない(令和4年度時点で特別支援学校高等部1年生が41名と通常の20名前後より多い。卒業後の生活介護事業所等の社会資源が不足することは数字で表れている)
- ◎医療的ケア児の学校内のケアは、学校も看護師が巡回型で常駐しているわけではないので、保護者への負荷がある。
- ◎体調の状況に左右される難病患者に対応した福祉サービス
- ◎送迎対応していて医療的ケア児者が通所できる日中系事業所が市内近隣で不足している。
- ◎医療的ケア児者や重度障害児者に対応可能なグループホームや短期入所事業所

(障害者支援課が主管していない協議会での協議の可能性について確認したいもの)

- ◎地域の各就労支援機関の皆さんと協力をしながら、特に増えている精神障害者の方の雇用ノウハウの構築 【障害者雇用関係の協議会】
- ◎ (精神) 疾患を抱える母とその子供が障害児またはグレーゾーンであったりする場合の子育て支援システムの構築 【子育て包括ケアシステム等子育て施策の協議会】
- ◎特別支援学校ではなく、普通の学校にいて実は障害を持っている子に対する支援体制の 構築 【特別支援連携協議会等教育委員会の協議会】

(その他検討課題)

- ◎福祉避難所の開設等の流れ,在宅避難の検討,災害時に必要な用具やその用具に係る助成 費用
- ◎いわゆる障害者雇用ビジネス(民間事業者の法定雇用率を達成するために,体裁上は雇用を委託する形を取り,障害者を集め働かせる。)の問題について
- ◎自立支援協議会の活動についての周知啓発活動

八千代市障害者自立支援協議会に向けた提言について

各分科会割り振り用資料として事務局が作成した資料になります。

(相談・支援システムの構築や推進)

- ア 困難事例の事例検討の流れの構築
- イ 共生型サービスを進めることで訪問入浴や居宅介護の入浴に頼らない支援体制の構築
- ウ 障害者の高齢化に伴う相談先の整理
- エ 「ライフサポートファイル」のあり方(簡単で意味のある使い方等)について、各障害種 別の関係者が集まる全体会で検討
- オ 身寄りがいない独居の高齢者に対して居住の場を確保するシステム
- カ 地域包括ケアシステムにて、生まれたときから組み込まれ、気軽に相談できるシステムの 構築
- キ 障害児がいることで働けない母親など家族に対する支援体制の構築
- ク 障害児の保護者の中で、保護者自身も何らかの障害がありそうだがどこにもつながっていない場合の相談窓口を明らかにすること
- ケ 協議会がばらばらに活動している印象なので、連携システムの構築
- コ 触法に至るような性的嗜好の強い当事者に対する支援方法や支援体制の構築
- サ (学校卒業後) どこにもつながらない本人及び家族に対しての相談支援体制
- シ 福祉・教育の現場の支援者と医療従事者との情報共有・連携の場の構築

(足りない社会資源)

- ス 相談支援事業所,居宅介護事業所,短期入所事業所
- セ 重度知的障害者が利用できる入所・通所の事業所が少ない
- ソ 通学・通所支援に対応したサービス
- タ 障害児が利用できる短期入所事業所
- チ 放課後等デイサービス事業所は増えたが、18歳到達後利用できる生活介護事業所が増えていない(令和4年度時点で特別支援学校高等部1年生が41名と通常の20名前後より多い。卒業後の生活介護事業所等の社会資源が不足することは数字で表れている)
- ツ 医療的ケア児の学校内のケアは、学校も看護師が巡回型で常駐しているわけではないので、 保護者への負荷がある
- テ 体調の状況に左右される難病患者に対応した福祉サービス
- ト 送迎対応していて医療的ケア児者が通所できる日中系事業所が市内近隣で不足している
- ナ 医療的ケア児者や重度障害児者に対応可能なグループホームや短期入所事業所

(障害者支援課が主管していない協議会での協議の可能性について確認したいもの)

- ニ 地域の各就労支援機関の皆さんと協力をしながら、特に増えている精神障害者の方の雇用 ノウハウの構築 【障害者雇用関係の協議会】
- ヌ (精神)疾患を抱える母とその子供が障害児またはグレーゾーンであったりする場合の子育て支援システムの構築 【子育て包括ケアシステム等子育て施策の協議会】
- ネ 特別支援学校ではなく、普通の学校にいて実は障害を持っている子に対する支援体制の構
- 築 【特別支援連携協議会等教育委員会の協議会】

(その他検討課題)

- ノ 福祉避難所の開設等の流れ、在宅避難の検討、災害時に必要な用具やその用具に係る助成 費用
- ハ いわゆる障害者雇用ビジネス (民間事業者の法定雇用率を達成するために,体裁上 は雇用を委託する形を取り,障害者を集め働かせる。)の問題について
- マ 自立支援協議会の活動についての周知啓発活動
- ★障害者支援課が主管していない協議会での協議の可能性について確認した結果について 【障害者雇用関係の協議会】
- ・ハローワーク船橋が実施する近隣の関係機関の実務者レベルでの連携会議あり。
- ・障害者就業・生活支援センター連絡協議会あり。

【子育て包括ケアシステム等子育て施策の協議会】

・子育て包括ケアシステムについて。「全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」を挙げている。令和6年4月から施行される改正児童福祉法に係る行政説明会がこれから予定されており、今後の動向においても不透明な部分があるようです。

【特別支援連携協議会等教育委員会の協議会】

- ・八千代市教育委員会の特別支援連携協議会は、今後、「特別支援学校ではなく、普通の学校にいて実は障害を持っている子に対する支援体制の構築」について協議することは可能な協議会ではないかとのご意見を頂きました。
- ★その他提言についての補足意見について

「障害児がいることで働けない母親など家族に対する支援体制」について 就職支援として、ハローワークの「マザーズコーナー」について情報提供を頂きました。 「障害者雇用ビジネス」について

労働者派遣法違反の容疑で労働基準監督署当が連携して調査した事案もあったようですが、 明確な違反と法的に認められてはいない状況。各所との連携が必要と感じているとのご意見を 頂きました。 「触法に至るような性的嗜好の強い当事者に対する支援方法や支援体制の構築」について 横断的に広げて対応を検討する必要性や、まずは支援者に触法(例えば医療観察法)に関す る研修を受ける機会が増えるとよいのではないかとの意見を頂きました。

「医療的ケア児の学校内のケアに関する保護者への負荷」について

八千代特別支援学校では看護師が常駐していること,八千代市内の小中学校では必要な学校に看護師が常駐する形になっていることから,保護者が学校へ頻回に訪問する負荷はないのではないかとのご意見を頂きました。※代表者会議ではまだ足りない可能性について指摘がありました。

~各分科会割り振り案(事務局作成)~

つなげる:ア,カ,ス~タ,ナ

※カは「にも包括」に係る協議を継続することで、地域包括ケアシステムの相談システム構築 に関わっていくこととお願いします。

くらし:ウ,オ,キ,チ~テ

※アにご協力いただけるのであれば、つなげるとの合同開催含め検討をお願いしたいです。

しごと: コ~シ, ニ, ネ, ハ こども: イ, エ, ク, ト, ヌ

※子育て包括は法改正後の動向を見てから次年度以降の議題として了承いただきたいです。

※ケについては、まずは障害者支援課が所管する協議会や自立支援協議会委員として参加いただいている協議会について年1回以上報告する体制とする形を提案します。

※マについては、各分会それぞれで案を出してください。

※足りない社会資源については、最終的には相談支援事業所連絡会の活動内容もふまえながら まとめていただけるとよいと考えています。(7月に資源問題も含めたざっくばらんなグループ ディスカッションを予定)

※今年度中1回各分科会で課題等について話し合う回にて、意見をまとめていただきたい。他の分科会へ引き継ぎたい等の意見でも構いません。

※あくまでも案なので、ご意見あればお願いします。

八千代市障害者自立支援協議会イメージキャラクター「やっちー・よっちー」 の利用に関する要領を次のように定める。

平成24年5月10日

八千代市長 豊 田 俊 郎

八千代市障害者自立支援協議会イメージキャラクター「やっちー・よっち ー」の利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市障害者自立支援協議会イメージキャラクター「やっちー・よっちー」(以下「キャラクター」という。)のデザインを定め、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の推進を図るため、その利用許諾に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターのデザイン)

第2条 キャラクターのデザインは、別図のとおりとする。

(利用許諾の申請)

- 第3条 キャラクターの利用許諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、キャラクター利用許諾申請書(第1号様式)を原則として30日前までに市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 市及び市が主催する事業の開催に協賛する団体等が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(利用許諾の基準)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を適当 と認めたときは、キャラクターの利用許諾をするものとする。ただし、次の各 号のいずれかに該当する場合は、利用許諾をしないものとする。
- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市及びキャラクターをおとしめると認められるとき。

- (3) 特定の政治活動,思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほかキャラクターの利用を不適当と認めるとき。 (利用許諾をした場合の処理等)
- 第5条 市長は、第3条の規定による申請に基づき、利用許諾をしたときはキャラクター利用許諾通知書(第2号様式)により、利用許諾をしないときはキャラクター利用不許諾通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、利用許諾に際し、必要な条件を付すことができる。 (利用料)
- 第6条 キャラクターの利用料は、無償とする。

(利用上の遵守事項)

- 第7条 キャラクターの利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は,次 の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 許諾を得た内容のみに使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 許諾を得た権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形、向き等を正しく使用すること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 八千代市障害者自立支援協議会のキャラクターであることを明記すること。 ただし、明記することが困難な場合には、この限りでない。
- (5) 商標登録出願等を行わないこと。
- (6) キャラクターを利用した完成品は、速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、その写真又はデータをもって代えることができる。

(利用許諾の取消し)

- 第8条 市長は、キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該キャラクターの利用許諾を取り消すものとする。
- (1) 第4条及び第7条の規定に違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許諾を受けたと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用許諾を取り消したときは、キャラクター利用

許諾取消通知書 (第4号様式) により, 利用者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により利用許諾を取り消された者は、当該利用許諾に係る物品 等を使用又は販売してはならない。
- 4 市長は、利用許諾を取り消したことにより利用者に損害が生じても、その責任を一切負わないものとする。

(その他)

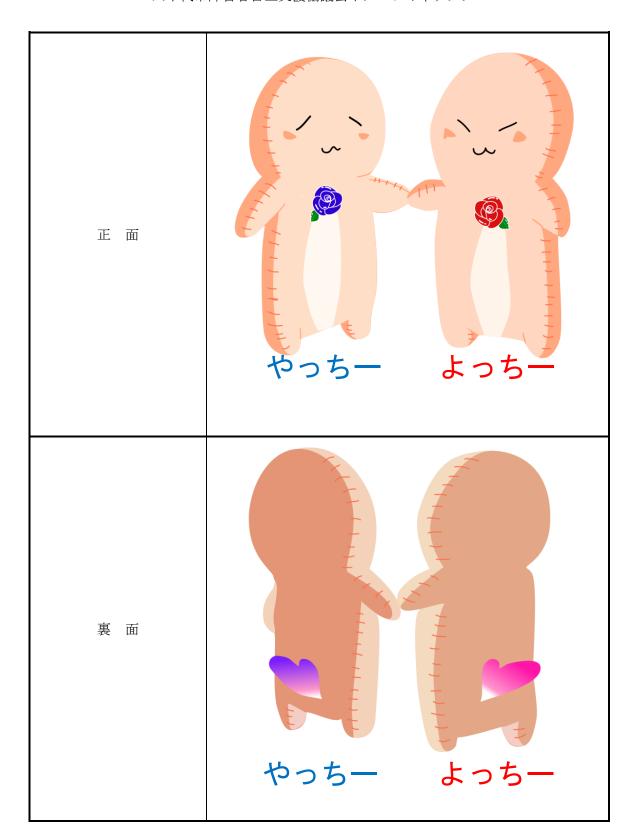
第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年5月10日から施行する。

附則

この要領は、令和5年6月30日から施行する。



キャラクター利用許諾申請書

年 月 日

(あて先) 八千代市長

 住 所

 申請者 団体名

 氏 名 (代表者名)

八千代市障害者自立支援協議会イメージキャラクター「やっちー・よっちー」を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用目的	
利用方法	
利用対象物	
利用期間	年 月 日から 年 月 日
利用場所	
連絡先 (担当者)	所属: 氏名: 電話:
添付書類	(1)企画書 (レイアウト, 設計図等, 利用方法がわかるもの) (2)申請者の概要がわかるもの (3)その他参考資料